

【じんざい】最新ニュース版

11

November

2011

発行:労働保険事務組合 福働会
〒900-0025 那覇市壺川 1-4-15
TEL 098-855-7910
発行日:2011年11月18日

トピックス ●年金の支給年齢引上げ等が議論されています

社会保障審議会（厚生労働相の諮問機関）の年金部会は、社会保障と税の一体改革の一環として、公的年金の支給開始年齢の見直し議論を始めました。まだ審議会での議論の最中で、これから審議会での結論を出し、平成24年度の国会で論議されることとなりますので、すぐに下記の内容が実施されるわけではありませんが、現在、どのような議論がされているのか、参考までにお伝えいたします。

厚生年金の支給開始年齢を引き上げ

政府・与党の一体改革案は、年金財政の悪化や平均余命の伸びを踏まえ、厚生年金の支給開始年齢を欧米並みに68～70歳へ引き上げる方針を提示しました。支給開始年齢の引き上げ時期を前倒しする考えも盛り込んでいます。審議会が出た案としては下記の3つです。

- (1) 「3年に1歳」の引き上げペースは維持しつつ、支給開始年齢を68歳に遅らせる
- (2) ペースを「2年に1歳」に速める
- (3) ペースを「2年に1歳」に速め、支給開始年齢も68歳に遅らせる

※「3年に1歳」の引き上げペースを「2年に1歳」に速めると下記ようになります。

	(現行の受給開始年齢)	(見直し案での受給開始年齢)
1953年度生 (58歳)	2014年 (61歳)	2014年 (61歳)
1954年度生 (57歳)	2015年 (61歳)	2016年 (62歳)
1955年度生 (56歳)	2017年 (62歳)	2018年 (63歳)
1956年度生 (55歳)	2018年 (62歳)	2020年 (64歳)
1957年度生 (54歳)	2020年 (63歳)	2022年 (65歳)

在職老齢年金制度の見直し

在職老齢年金は60歳以降も働いている人の、厚生年金の額を調整する仕組みです。

現行制度では60歳から64歳の場合、給与（賞与を加えた年収を1.2で割ったもの）と年金の合計が月額28万円を超えると、28万円を超えた分の半分だけ、年金が減額されるようになっていました。一方、65歳以上の場合は、給与と年金の合計額が46万円を超えたときに、超えた分の半分の年金が減る仕組みです。

この制度は、高齢者の就業意欲を阻害しているとの指摘があるため、厚生労働省は60～64歳について、

- (1)減額する基準を65歳以上と同じ46万円に引き上げる
- (2)60歳代の給与の平均額(33万円)に引き上げる
- (3)60歳代前半は年金の調整そのものを廃止する

という3つの見直し案を提出しました。

ご不明点などございましたら、年金事務所までお問い合わせ下さい。

那覇年金事務所 855-1111 浦添年金事務所 877-0343 コザ年金事務所 933-3434

新情報！

受動喫煙防止対策助成金が創設されました

労働者災害補償保険法による社会復帰促進等事業の一環として、10月1日から、「受動喫煙防止対策助成金」が創設されました。

受動喫煙防止対策助成金の概要

1. 対象事業主

- 労働者災害補償保険の適用事業主であって、
- 旅館業、料理店又は飲食店を営む中小企業事業主であること。
※料理店又は飲食店については常時雇用する労働者が50人以下又はその資本金の規模が5,000万円以下、旅館業については常時雇用する労働者の数が100人以下又はその資本金の規模が5,000万円以下である事業主をいいます。

2. 助成対象

- 一定の要件を満たす喫煙室の設置に必要な経費
- 喫煙室以外に、受動喫煙を防止するための換気設備の設置等の措置に必要な経費
※工事前に「受動喫煙防止対策助成金関係工事計画」を策定し、所轄都道府県労働局長の認定を受ける必要があります。

3. 助成率、助成額

- 喫煙室の設置等に係る費用の1/4（上限200万円）

4. 申請書等提出先

- 都道府県労働局労働基準部健康安全課（又は健康課）



【参考】 受動喫煙防止対策助成金以外の支援事業

以下の2事業も、10月から開始されます。これらについては、事業場の業種に制限はありません。

① 受動喫煙防止対策に係る相談支援業務

事業場での受動喫煙防止対策を実施する上での技術的な相談内容について、労働衛生コンサルタント等の専門家による電話相談を受け付けることができます(相談料は無料)。必要に応じ、実地指導も受けられます。

→相談ダイヤル:03-3213-1012(平成23年度事業受託者:東京海上日動リスクコンサルティング株式会社)

② 職場内環境測定支援業務

受動喫煙防止対策を行う事業場で、職場内の空気環境について把握することを支援するため、デジタル粉じん計及び風速計の無料貸与を受けることができます。

→申込受付ダイヤル:03-5625-4296(平成23年度事業受託者:柴田科学株式会社)

お仕事 カレンダー

- 11/10 ●一括有期事業開始届の提出(建設業)
主な対象事業:概算保険料160万円未満
でかつ請負金額が1億9000万円未満の
工事
- 10月分の源泉所得税・住民税特別徴収
税額の納付

- 11/15 ●所得税予定納税額の減額申請

- 11/30 ●10月分健康保険・厚生年金保険料の納付
●所得税の予定納税額の修正申告
●所得税の予定納税額の支払
●個人事業税の納付(納付対象:第2期分)
●9月決算法人の確定申告・翌年3月決算
法人の中間申告
●12月・翌年3月・6月決算法人の消費税の中
間申告